平成２１年（フ）第３６号
福岡県八女郡広川町大字日吉493番地18
破産者　中村　満子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第6号
熊本県上益城郡山都町北中島1761番地
破産者　渡邉　幸輝
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３１号
青森県つがる市木造丸山竹鼻16番地１
破産者　工藤イツ子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１０６６号
仙台市宮城野区蒲生字上屋倉２番地の７
破産者　小野　綾子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７１号
秋田県大仙市豊川字手車25番地４
破産者　伊藤　秀勝
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３２６号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ７番202号、破産手続開始時の住所埼玉県草加市松江３丁目24番２号
破産者　高野　英男
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ７番202号、破産申立時の住所埼玉県草加市松江３丁目24番２号
破産者　小曽川文子（旧姓高野）
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５６８号
新潟市南区白根東町１丁目９番10号
破産者　河合　　忠
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５７号
新潟県長岡市猫興野1082番地11、申立前の住所新潟県長岡市大口389番地28
破産者　小川　昌哉
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
山梨県甲府市川田町838番地
破産者　桑原　昌章
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５６号
大阪市淀川区塚本２丁目18番15号―501号、開始決定時の住所大阪市西淀川区姫里１丁目22番５号白山工業株式会社内
破産者　山岸　健治
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１４４号
長崎県雲仙市吾妻町古城名969番地３
破産者　吉田　壽明
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
熊本市小山１丁目11番７号　第３ＮＯＤＡメゾットＡ―105号室
破産者　西　　清隆
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７号
熊本市小山１丁目10番10号
破産者　西　　節子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３４号
熊本県上天草市大矢野町中10119番地３
破産者　碇　　次人
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１８７４号
埼玉県久喜市東１丁目２番５号
破産者　有限会社タケウチ
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
埼玉県幸手市東５丁目17番23号
破産者　株式会社ユニティーロジテム
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第８２７号
岩手県宮古市西町２丁目１番25号
破産者　被相続人佐藤稔相続財産
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１９４号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁52番地10
破産者　株式会社陶舗松緑
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９３号
仙台市宮城野区岡田西町３番22号
破産者　有限会社ゴールドライン
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係